

土地開発公社保有地を売却します

公社保有地売却一般競争入札募集要項

(期間入札)

※この入札に参加するには、事前に参加申込みが必要です。

入札への参加を希望される方は、この募集要項をよく読み、内容を十分把握したうえでご参加ください。(入札説明会は行いません。)

※入札は期間入札により実施します。



令和4年9月5日

久留米市土地開発公社

総務営業課

電話0942 (30) 9178

一般競争入札【期間入札】による公社保有地売却の概要

入札参加申込

○入札参加申込期間（→詳細6ページ）

令和4年9月5日（月）～令和4年10月7日（金）

○提出書類（→詳細5、6ページ）

①公社保有地競争入札参加申込書

②入札共有者名簿 ※共有の場合のみ

③身分証明書等 個人：身分（身元）証明書

法人：法人登記現在事項証明書及び役員一覧

④納税証明書等

⑤誓約書

○受付場所（→詳細5ページ）

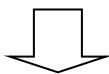
〒830-0023 久留米市中央町 37 番地 20 久留米中央町ビル 4 階

久留米市土地開発公社 総務営業課

郵送でのみ受け付けます。

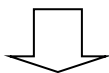
必ず簡易書留又は一般書留にて送付してください。

○参加申込受付後、参加資格の有無の確認を行ったうえで、入札書等の入札に必要な書類を交付します。（→詳細 6 ページ）



入札保証金の納付

入札参加申込受付後に指定口座へお振り込みください。（→詳細6ページ）



入札【期間入札】

○入札期間（→詳細7ページ）

令和4年10月26日（水）～令和4年11月7日（月）

○提出書類（→詳細7、8ページ）

①入札書

②入札共有者名簿 ※共有の場合のみ

③入札書を封入した入札書提出用封筒

④入札保証金納入通知書（裏面に入札保証金納付済を証する金融機関発行の「振込受付書等」のコピーを貼付したもの）

⑤入札保証金返還請求書

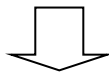
○受付場所（→詳細7ページ）

〒830-0023 久留米市中央町 37 番地 20 久留米中央町ビル 4 階

久留米市土地開発公社 総務営業課

郵送でのみ受け付けます。

必ず簡易書留又は一般書留にて送付してください。



開札

○日時（→詳細9ページ）

令和4年11月8日（火） 10：00～

○場所（→詳細9ページ）

久留米市中央町37番地20 久留米中央町ビル4階 会議室

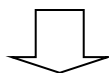
○開札の立会（立会は任意です）（→詳細9ページ）

1入札者あたり1名まで

○落札者の決定（→詳細10ページ）

有効な入札を行った者のうち、入札書に記入された金額が、最低売却価格以上で、かつ最高の価格をもって入札した者を落札者とします。

※同価の入札をした者が2者以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定します。



契約の締結・売買代金の納付

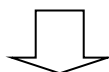
○契約の締結（→詳細10ページ）

落札決定の日の翌日から起算して6日以内に売買契約を締結してください。

契約時に契約保証金（売買代金の1割。後日売買代金に充当します。）を納付してください。

○売買代金の納付（→詳細10ページ）

契約締結の日から30日以内に残金を納付してください。



所有権の移転・引渡し・登記

○所有権の移転・引渡し（→詳細10ページ）

売買代金が完納されたときに所有権は移転し、同時に現状有姿で物件引渡しがあったものとします。

○登記（→詳細10ページ）

所有権移転の登記手続きは、土地の引き渡し後、久留米市土地開発公社（以下「公社」という。）が行います。登記にあたっては、公社が指定する必要書類を提出してください。

※登録免許税等登記手続きに必要な費用はすべて購入者の負担となります。

公社保有地売却一般競争入札募集要項

1. 売却物件について

(1) 売却物件

物件の所在地等	地目	実測面積	最低売却価格
久留米市白山町字三本木 541-5	宅地	126, 27 m ²	5, 290, 000 円

※詳しくは物件の詳細をご覧ください。

※図面と現況が相違している場合は、現況を優先します。

2. 売却の方法

一般競争入札により、売却します。(あらかじめ決めた最低売却価格以上で最も高い価格をつけた者に売却する方法です。)

入札は期間入札により実施します。期間内に郵送により入札書を提出してください。

入札参加申込者、入札者がいない場合は、先着順により売却します。

3. 土地利用条件等

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はそれらに類するものの用途に供さないこと。

(2) 売買契約締結の日から5年間、売買物件を契約締結時に提出する譲渡申請書に記載した用途と別の用途に供さないこと。また、売買物件の一部又は全部を第三者に譲渡する場合にもその用途を遵守させること。ただし、やむをえない事情により、事前に書面により申請し、公社の承認を得た場合はこの限りではありません。

※当該土地に関する関係法令、利用制限等については、入札者において十分に確認してください。

4. 入札参加資格

(1) 個人又は法人とします。

(2) 次の事項に該当する者は、入札に参加することができません。

- ① 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者
- ② 過去2年間に、契約に関し悪質な行為をした者
- ③ 国税、福岡県税、久留米市税を滞納している者。
- ④ 手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全であると認められる者。
- ⑤ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続き開始の申し立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続き開始の申し立てがなされている者。
- ⑥ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団のほか次に掲げる者
 - (ア) 当該物件を暴力団の事務所及び公の秩序又は善良な風俗に反する目的その他社会通念上不適切と認められるものの用に供しようとする者

- (イ) 法人の役員等（※）が法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過していない者
 - (ウ) 次のいずれかに該当する者
 - (a) 法人の役員等（※）が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に実質的に関与している者
※役員等とは、「法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者」をいう。
 - (b) 自己、自社又は第三者の不正の利益を得る目的若しくは第三者に損害を加える目的をもって暴力団を利用するなどしている者
 - (c) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与している者
 - (d) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (e) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
 - (エ) 前記（ア）から（ウ）の者の依頼を受けて入札に参加しようとする者
- ⑦公社保有財産等に関する事務に従事する職員等

5. 入札参加申込の方法

(1) 入札参加申込の受付場所

入札参加申込の受付場所は次のとおりです。郵送のみにて受け付けます。必ず簡易書留又は一般書留にて送付してください。

〒830-0023 久留米市中央町 37 番地 20 久留米中央町ビル 4 階
久留米市土地開発公社 総務営業課

(2) 入札参加申込書

入札に参加しようとする方は、公社保有地競争入札参加申込書【様式1】に、次の必要書類を添付し、受付期間内（次ページ参照）に提出してください。

共有による入札の場合、入札共有者名簿【様式1-2】も必要です。

(3) 添付書類

- ①個人は、身分（身元）証明（本籍地の市町村役場で発行しています。）
- ②法人は、法人登記現在事項証明書および役員一覧【様式3】
- ③納税証明書等（法人・個人の別及び入札に参加しようとする者の所在地に応じて提出すること。次ページの表を参照してください。）

	区分	申請者	久留米市内	久留米市を除く福岡県内	福岡県外
		発行者			
法人の場合	国	所轄税務署	国税に未納がない証明 (納税証明書その3の3)	国税に未納がない証明 (納税証明書その3の3)	国税に未納がない証明 (納税証明書その3の3)
	県	県税事務所	福岡県税に未納がない証明	福岡県税に未納がない証明	—
	市	久留米市	久留米市税に滞納がない証明	—	—
個人の場合	国	所轄税務署	国税に未納がない証明 (納税証明書その3の2)	国税に未納がない証明 (納税証明書その3の2)	国税に未納がない証明 (納税証明書その3の2)
	県	県税事務所	福岡県税に未納がない証明	福岡県税に未納がない証明	—
	市	久留米市	久留米市税及び国民健康保険料 に滞納がない証明	—	—

④共有で入札する場合は入札共有者名簿【様式1-2】

⑤誓約書【様式6】

(4) 受付期間

受付期間は次のとおりです。

※この期間に申込書等の必要書類が到達しない場合、又は申込書等に不備がある場合は入札への参加はできませんので、余裕をもって提出してください。

受付期間	令和4年9月5日(月)～令和4年10月7日(金)
------	--------------------------

6. 入札必要書類の交付

入札参加申込受付後、参加資格の有無の確認を行ったうえで、公社より入札に必要な次の書類等を交付します。交付は原則として郵送により行います。(①⑤以外の様式は本要項付属のものや公社のホームページからダウンロードしたものも使用可能です。)

①入札参加申込受付書(入札参加申込書の写に公社が受付印を押印したもの)

②入札書【様式2】

③入札保証金納入通知書【様式4】

④入札保証金返還請求書【様式5】

⑤入札保証金振込口座のご案内

※入札参加資格の確認を行った結果、参加資格がないと認められる場合は文書により通知します。また、参加資格有無の結果に関する異議等については一切応じません。

7. 入札保証金の納付について

入札に参加するには、入札書の提出前に入札保証金を納めていただくことが必要です。

(1) 入札保証金額

入札金額の5%以上の金額。※最低売却価格の5%以上ではありません。

(2) 入札保証金の納付方法

指定口座へお振り込みください。指定口座は参加申込受付後に交付する「入札保証金振込口座のご案内」に記載しています。

① 入札保証金の振り込みに当たっては、振込人(入札参加者)の振込人名の先頭に、必ず“**ユウツ**”の記載をしてください。(例:ユウツ ｸﾙﾒﾗ)。

- ② 振込手数料は入札参加者の負担になります。
- ③ 入札保証金の振込者は、当該物件の入札者でなければなりません。入札保証金振込者と入札者が異なる場合は、入札が無効となります。
- ④ 入札保証金の振込後は、その取消し又は変更はできません。
- ⑤ 誤って入札保証金を振り込んだ場合は、必ず公社にご連絡ください。
※金融機関が発行する振込受付書等の写しは入札書提出時に必要となります。

(3) 入札保証金の返還

落札者以外は、入札保証金返還請求書【様式5】に基づき、開札終了後に、記載された金融機関の口座へ振込みによりお返しいたします。返還にはお時間をいただきます。

※振込手数料は公社で負担します。

※落札者については、契約を締結しない場合にはお返しいたしません。

※入札保証金には利息を付しません。

(4) 入札保証金の充当

落札者が納付した入札保証金は、売買代金又は契約保証金に充当することができます。

8. 入札方法

受付期間内に入札書及び必要書類を提出してください。郵送のみにて受け付けます。

(1) 入札書等の受付場所

入札書等の受付場所は次のとおりです。**必ず簡易書留又は一般書留にて送付してください。**

〒830-0023 久留米市中央町 37 番地 20 久留米中央町ビル 4 階

久留米市土地開発公社 総務営業課

(2) 入札の期間

受付期間は次のとおりです。

※この期間に入札書等の必要書類が到達しない場合及び提出書類に不備がある場合、入札は無効となりますので、余裕をもって提出してください。

※参加申込後に入札を辞退する場合は、令和4年11月7日（月）17時までに必ず電話連絡をしてください。その後速やかに辞退届（様式任意）を提出してください。

受付期間	令和4年10月26日（水）～令和4年11月7日（月）
------	----------------------------

(3) 提出書類

- ①入札書【様式2】
- ②入札共有者名簿【様式1-2】※共有の場合のみ
- ③入札書を封入した入札書提出用封筒
- ④入札保証金納入通知書【様式4】
- ⑤入札保証金返還請求書【様式5】

(4) 提出書類の作成方法

①入札書【様式2】

・入札書は鮮明な字体で必要事項等を記入押印し、また金額の記入は算用数字を使用し、最

初の数字の前に¥を記入してください。

- ・いったん提出された入札書は、理由の如何にかかわらず、取り消すことや記載内容を変更することはできません。

②共有による入札の場合、入札共有者名簿【様式1-2】も必要です。

③入札書を封入した入札書提出用封筒

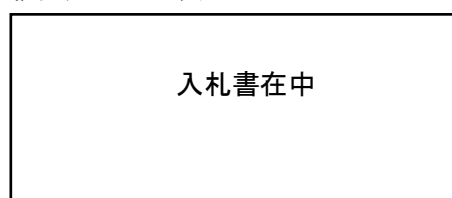
- ・入札書（共有の場合は入札共有者名簿も）を入札書提出用封筒に入れ封かん及び割印し、表面に「入札書在中」と記入してください。裏面には入札参加者の住所（又は所在地）及び氏名（又は名称及び代表者氏名）を記入してください。封筒は市販のものをお使いください。
- ・必ず封印をしてください。
- ・共有の場合は代表者の名義で入札書提出用封筒を作成してください。

※入札書提出用封筒へは入札書（共有の場合は入札共有者名簿も）のみ入れてください。

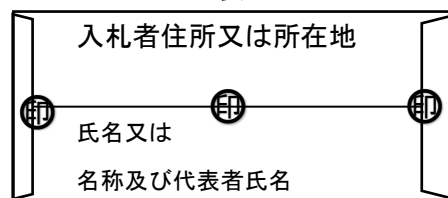
※記入に不備があった場合は入札が無効になります。

〈記載例〉

表



裏



（入札書の押印と同一印）

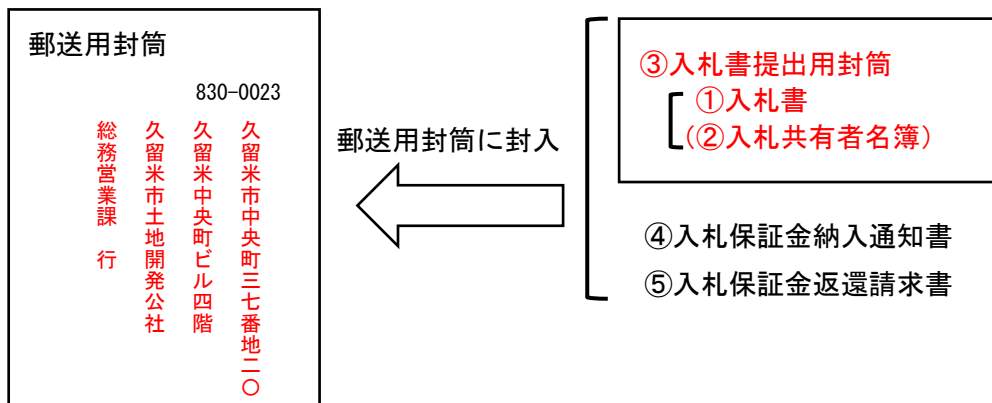
④入札保証金納入通知書【様式4】

- ・必要事項を記入してください。
- ・裏面に入札保証金を納入した際の振込受付書等の写しを貼付してください。

⑤入札保証金返還請求書【様式5】

- ・必要事項を記入し、押印してください。入札保証金返還用口座は、必ず入札者本人名義の金融機関口座を記入してください。共有希望で申込みをした場合は、代表者の口座を記入してください。
- ・入札保証金返還用口座は、通帳等を確認し正確に記入してください。記入に誤りがあった場合は、返還に日数を要することとなります。

※郵送用封筒（様式指定なし）に、入札書（①）及び共有の場合は入札共有者名簿（②）を入れた入札書提出用封筒（③）、入札保証金納入通知書（④）及び入札保証金返還請求書（⑤）を入れて、必ず簡易書留又は一般書留で確実に上記送付先まで郵送してください。（到着が確認できない入札は無効になりますので、ご注意ください。）



9. 開札について

(1) 開札の日時

令和4年11月8日(火) 10:00～

(2) 開札場所

久留米市中央町37番地20 久留米中央町ビル4階 久留米市土地開発公社 会議室

(3) 開札の立会等

入札者は、1入札あたり1名まで開札に立会うことができます。(立会は任意)

参加される場合は前日までにご連絡いただき、必ずマスク着用の上参加いただきますようお願いいたします。

※必ず入札参加申込受付書を持参してください。

※入札者等関係者の立会が全くない場合は、当該入札に関係のない職員を立会させて開札します。

(4) 入札の中止

①入札の実施が困難な特別の事情が生じた場合は、入札を中止し又は延期することがあります。

②入札を中止した場合、入札者及び入札に参加しようとする者が損失を受けても、公社は補償の責めを負いません。

(5) 入札の無効

①入札の参加資格がなくて、入札したとき。

②入札参加申込書を提出していないとき。

③入札書に金額の記載がない又は入札金額が判読できないとき。

④2通以上の入札書を提出したとき。

⑤入札書に入札者の記名押印がないとき、又訂正箇所には訂正印がないとき。

⑥入札書の金額等に重複記載、誤字又は脱字があつて必要事項を確認できないとき。

⑦入札保証金が入札額の5%未満であったとき。

⑧入札者が、協定して入札したと認められるとき。

⑨所定の日時までに所定の入札保証金を納入していないとき。

⑩その他、法令又は入札に関する条件に違反したとき。

(6) 落札者の決定

- ① 会社が定める最低売却価格以上で最も高い価格の入札者をもって、落札者とします。
 - ② 落札となるべき同一価格の入札者が2人以上ある時は、直ちにくじ引きで落札者を決定します。当該入札者が開札場所にいない場合及びくじを引かないものがあるときは、当該入札に関係のない職員によるくじ引きにより落札者を決定いたします。
 - ③ 落札者（契約予定者）は、速やかに、譲渡申請書を提出しなければなりません。
 - ④ 入札の結果について、開札日の翌日以降に入札者全員に郵送により通知します。また、物件所在地、地目、面積、入札参加者数、落札者（「法人」「個人」の区分のみ）、落札金額を公表します。
- ※立会しない者が落札者となった場合、開札後直ちに連絡し、以後の手続きについての説明を行います。

10. 契約締結等

- (1) 落札者は落札決定の日の翌日から起算して6日以内（期間の満了日が久留米市の休日を定める条例（平成元年久留米市条例第35号）第1条第1項に定める市の休日に当たるときは、当該休日の翌日まで）に落札価格の10%以上の代金を契約保証金として納付し、売買契約を締結してください。（入札保証金は、契約保証金の一部に充当することができます。）契約がなされない場合は、その契約は失効します。
- (2) 落札者が契約を履行しないときは、契約保証金は返還いたしません。
- (3) 売買契約書に貼る収入印紙は、落札者（購入者）の負担となります。

※落札者（購入者）は、当該土地利用において、関係法令及び各種の指導要綱等、利用制限について確認し、適切な土地利用を行ってください。

11. 売買代金の納付

- (1) 売買代金は、売買契約締結の日から30日以内に全額一括納付してください。
- (2) 契約保証金は、売買代金の一部に充当することができます。

12. 所有権の移転等

- (1) 契約締結後、売買代金の納付があったときに所有権が移転するものとし、同時に土地を引き渡したものとします。
- (2) 所有権の移転登記は、会社が行います。（登記にあたり必要な書類を提出していただきます。）
- (3) 所有権の移転登記に必要な登録免許税など、必要な費用はすべて購入者の負担となります。

13. 引渡し

- (1) 現状有姿のままの引渡しとなります。
- (2) 購入者は、契約締結後、物件に隠れた物件の不備（瑕疵）があることを発見しても、売買代金の減免もしくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることはできません。

14. 先着順売却について

入札参加申込者がいない場合は、令和4年10月11日（火）から、入札参加申込みがあり落札者がいない場合は、令和4年11月9日（水）から、先着順受付を開始します。

問い合わせ先

久留米市中央町37番地20 久留米中央町ビル4階 久留米市土地開発公社 総務営業課

電話番号 0942-30-9178

FAX 0942-30-9716

入札参加申込書の記入要領及び提出書類

①公社保有地競争入札参加申込書【様式1】

個人の場合、申込人は入札参加申込人本人とし、法人の場合、申込人は本社（店）の代表者としてください。

また、住所については、個人の場合は住民票の住所を、法人の場合は登記簿上の所在地を記入してください。

②入札共有者名簿【様式1-2】

共有で入札に参加する全員について、必要事項を記入してください。代表者欄には入札参加申込書記載の申込人を記入してください。

③身分証明等（発行後3ヶ月以内のもの）

個人の場合は、本籍のある市町村発行の身分（身元）証明書を提出してください。

法人の場合は、法務局発行の法人登記現在事項証明書を提出してください。

④納税証明書等

法人・個人の別及び入札に参加しようとする者の所在地に応じて提出すること。

	区分	申請者		久留米市内	久留米市を除く福岡県内	福岡県外
		発行者				
法人の場合	国	所轄税務署		国税に未納がない証明 （納税証明書その3の3）	国税に未納がない証明 （納税証明書その3の3）	国税に未納がない証明 （納税証明書その3の3）
	県	県税事務所		福岡県税に未納がない証明	福岡県税に未納がない証明	—
	市	久留米市		久留米市税に滞納がない証明	—	—
個人の場合	国	所轄税務署		国税に未納がない証明 （納税証明書その3の2）	国税に未納がない証明 （納税証明書その3の2）	国税に未納がない証明 （納税証明書その3の2）
	県	県税事務所		福岡県税に未納がない証明	福岡県税に未納がない証明	—
	市	久留米市		久留米市税及び国民健康保険料に滞納がない証明	—	—

提出書類一覧表

番号	提出書類	法人	個人	備考	チェック欄
1	公社保有地競争入札参加申込書【様式1】	○	○		<input type="checkbox"/>
2	入札共有者名簿【様式1-2】	△	△	共有で入札する場合	<input type="checkbox"/>
3	身分（身元）証明書	—	○	本籍地の市町村発行	<input type="checkbox"/>
	法人登記現在事項証明書	○	—	法務局発行	<input type="checkbox"/>
4	納税証明書等	○	○	「④納税証明書等」参照	<input type="checkbox"/>
5	役員一覧【様式3】	○	—		<input type="checkbox"/>

※ ○は、必ず提出が必要なもの。△は、場合によって提出が必要となるもの。

公社保有地売買契約書（案）

売却人久留米市土地開発公社（以下「甲」という。）と買受人〇〇（以下「乙」という。）とは、次の条項により財産の売買契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第1条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

（売買物件）

第2条 甲は、乙に対し、別紙物件目録記載の土地（以下「売買物件」という。）を売り渡し、乙は、これを買受ける。

（売買代金）

第3条 売買代金は、金〇〇円とする。

2 乙は、売買代金を甲の発行する請求書により、令和〇年〇月〇日までに一括して甲に支払わなければならない。

（契約保証金）

第4条 乙は、本契約と同時に契約保証金として、金〇〇円以上を甲に納付しなければならない。

2 前項の契約保証金は、第16条に規定する損害賠償の予定又はその一部と解釈しない。

3 甲は、乙が前条に定める売買代金を完納したときは、乙の請求により第1項に定める契約保証金を乙に返還する。ただし、第1項に定める契約保証金を売買代金の一部に充当することができる。

4 乙が前条第2項に定める義務を履行しないときは、第1項に定める契約保証金は甲に帰属する。乙の責に帰すべき事由により契約が無効又は履行不能となった場合においてもまた同様とする。

5 第1項に定める契約保証金には、利息を付さない。

（所有権の移転及び費用負担）

第5条 売買物件の所有権は、乙が売買代金の全額を甲に納付したときに甲から乙に移転するものとし、売買物件の所有権移転登記は乙の請求により遅滞なく甲が行うものとする。

2 所有権の移転登記に要する登録免許税その他本契約により生じる費用は、乙の負担とする。

（売買物件の引渡し）

第6条 甲は、前条の規定により売買物件の所有権が移転したときに当該物件の所在する場所において、現状有姿のまま乙に引き渡す。

（契約不適合責任）

第7条 乙は、本契約締結後、売買物件に数量の不足その他に関して本契約に適合しない状態（瑕疵）があることを発見しても、代金の減免若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることができない。

（条件）

第8条 乙は、売買物件を暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号、以下同じ。）第2条第2号に規定する暴力団（以下、単に「暴力団」という。）の事務所その他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、売買物件の所有権を第三者に移転し、又は売買物件を第三者に貸してはならない。

2 乙は、所有権移転の日から5年間、売買物件を譲渡申請書に記載したとおりの用途（以下「申請用途」という。）に供さなければならない。

3 乙は、売買物件又は本契約締結後に売買物件に設置した建物等の物件を、第三者へ譲渡し、又は貸し付ける場合には、申請用途を承継させなければならない。

（申請用途の変更又は解除）

第9条 乙は、売買物件の全部又は一部について、やむを得ない事由により、前条第2項に定める申請用途の変更又は解除をする必要がある場合には、詳細な事由を付した書面により甲に申請し、甲の承認を得なければならない。

2 甲が、前項の申請に対し承認をする場合には、書面によって行うものとする。

（実地調査等）

第10条 甲は、第8条に定める義務の履行状況を確認するため、随時に実地調査し、又は乙に対し所要の報告を求めることができる。この場合において、乙は調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は報告を怠ってはならない。

（契約解除）

第11条 甲は、乙が本契約に定める義務に違反したとき、又は次の各号の一に該当していると認め

られるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。この場合において、解除により乙に損害があっても、甲はその損害の賠償の責を負わないものとする。

- (1) 暴力団又は暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第6号の暴力団員及び暴力団の構成員とみなされる者をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等（役員として登記又は届出がされていないが、事実上経営に参画しているものを含む。以下同じ。）が暴力団員等となっているとき。
- (3) 暴力団員等であることを知りながら、暴力団員等を雇用し、又は使用しているとき。
- (4) 暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結したとき。
- (5) 暴力団員等である事実を知らずに、暴力団員等を雇用している場合又は暴力団若しくは暴力団員等である事実を知らずに、その者と下請契約もしくは資材、原材料の購入契約を締結した場合であって、当該事実の判明後すみやかに、解雇に係る手続きや契約の解除など適正な是正措置を行わないとき。
- (6) 自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- (7) 暴力団又は暴力団員等に経済上の利益又は便宜を供与したとき。
- (8) 役員等又は使用人が、個人の私生活上において、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的若しくは第三者に損害を与える目的をもって、暴力団若しくは暴力団員等を利用したとき、又は暴力団若しくは暴力団員等に経済上の利益若しくは便宜を供与したとき。
- (9) 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と密接な交際を有し、又は社会的に非難される関係を有しているとき。

2 乙は、甲が前項各号に該当する事由の有無を確認することを目的として乙に対し役員名簿等の提出を求めたときは、速やかに当該役員名簿等を提出しなければならない。

（違約金）

第12条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める金額を違約金として、甲の指定する期間内に甲に支払わなければならない。

- (1) 第8条（第2項を除く。）又は前条第1項各号に定める義務に違反した場合（第4号に該当する場合を除く。） 売買代金の3割
- (2) 第8条第2項に定める義務に違反して甲の承認を得ないで申請用途以外の用途に供した場合で甲が悪質と認める場合（第4号に該当する場合を除く。） 売買代金の1割
- (3) 第9条又は前条第2項に定める義務に違反した場合（第10条又は前条第2項に定める義務に違反したことのみを理由に本契約が解除された場合を除く。） 売買代金の1割
- (4) 前条第1項の規定により本契約が解除された場合 売買代金の3割

2 前項に定める違約金は、損害賠償額の予定とは解釈しない。

（原状回復義務）

第13条 乙は、本契約が解除されたとき（合意による解除を含む。次条において同じ。）は、甲の指示する期日までに、乙の負担において売買物件を原状に回復して甲に返還しなければならない。ただし、甲が売買物件を原状に回復させることが適当でないと認めるときは、この限りでない。

2 乙は、前項の規定により売買物件を甲に返還するときは、甲の指示する期日までに、売買物件の所有権移転登記に必要な書類を甲に提出しなければならない。

（返還金）

第14条 甲は、第11条の規定により契約を解除したときは、乙が支払った売買代金を返還するものとする。ただし、当該返還金には利息を付さない。

（費用等の請求権の放棄）

第15条 乙は、本契約が解除されたときは、乙が負担した本契約に要した費用、売買物件に支出した必要費、有益費、公租公課その他売買物件に関して要した一切の費用は、これを甲に請求しない。

（損害賠償）

第16条 乙は、本契約に違反したために甲に損害を与えたときは、甲の定める損害賠償金を甲に支払うものとする。

（協議）

第17条 本契約に定めのない事項について定める必要が生じたとき、又は本契約に定める事項について疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定する。

（裁判管轄）

第18条 本契約に関する訴えの管轄は、甲の事務所の所在地を管轄する裁判所をもって管轄裁判所とする。

本契約の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自その一通を保有する。

令和 年 月 日

甲 住 所 久留米市中央町37番地20
氏 名 久留米市土地開発公社
理事長 大津 秀明

乙 住 所
氏 名

物件の表示（別表）
土地

所在及び地番	地目	地積		備考
		公簿 (㎡)	実測 (㎡)	
久留米市白山町字三本木 541-5	宅地	126.35	126.27	

【様式 1】

公社保有地競争入札参加申込書

年 月 日

久留米市土地開発公社 理事長 様

申込人 住 所

(ふりがな)
 氏 名 印
 (生年月日)
 (連絡先電話番号)

下記の公社保有地の一般競争入札に参加したいので申し込みます。
 なお、この申込書及び添付書類の記載事項については、事実と相違ないこと並びに入札参加資格に規定する資格を有することを誓約します。
 また、資格確認のため必要な官公庁への照会を行うことについて承諾します。

物件の所在地等	地目	実測面積
久留米市白山町字三本木 541-5	宅地	126.27 m ²

添付書類

- ① 身分証明書（個人の場合）
- ② 法人登記現在事項証明書（法人の場合）
- ③ 納税証明書等

法人・個人の別及び入札に参加しようとする者の所在地に応じて提出すること。

	区分	申請者		久留米市内	久留米市を除く福岡県内	福岡県外
		発行者				
法人の場合	国	所轄税務署		国税に未納がない証明 (納税証明書その3の3)	国税に未納がない証明 (納税証明書その3の3)	国税に未納がない証明 (納税証明書その3の3)
	県	県税事務所		福岡県税に未納がない証明	福岡県税に未納がない証明	—
	市	久留米市		久留米市税に滞納がない証明	—	—
個人の場合	国	所轄税務署		国税に未納がない証明 (納税証明書その3の2)	国税に未納がない証明 (納税証明書その3の2)	国税に未納がない証明 (納税証明書その3の2)
	県	県税事務所		福岡県税に未納がない証明	福岡県税に未納がない証明	—
	市	久留米市		久留米市税及び国民健康保険料に滞納がない証明	—	—

- ④ 入札共有者名簿（共有の場合）【様式 1-2】
- ⑤ 役員一覧（法人の場合）【様式 3】

入札共有者名簿

区分	申込者名	登記の際の持分割合
代表者	住 所 (ふりがな) 氏 名 印 (生年月日) (連絡先電話番号)	
共有者	住 所 (ふりがな) 氏 名 印 (生年月日) (連絡先電話番号)	
共有者	住 所 (ふりがな) 氏 名 印 (生年月日) (連絡先電話番号)	
共有者	住 所 (ふりがな) 氏 名 印 (生年月日) (連絡先電話番号)	

(注意事項)

- ・ 代表者欄には「公社保有地競争入札参加申込書」【様式1】の申込人を記入してください。
- ・ 記載欄が足りない場合は、様式を追加して記載してください。
- ・ 法人の場合は、登記上の住所と代表者名を記載し、その代表者印を押印してください。
- ・ 個人の場合は、印鑑登録された印を押印してください。
- ・ 共有者の全てについて、「公社保有地売却一般競争入札募集要項」に記載された必要書類を全て添付してください。

【様式2】

入札書

年 月 日

久留米市土地開発公社 理事長 様

入札者 住 所 _____

氏 名 _____ 印

1. 対象物件

物件の所在地等	地目	実測面積	最低売却価格
久留米市白山町字三本木 541-5	宅地	126,27 m ²	5,290,000 円

2. 入札価格

金 額									
	億		百万			千			円

公社保有地売却一般競争入札募集要項及び公社保有地売買契約書（案）を承知のうえ、上記のとおり入札します。

（注）金額欄の記載例

金 額									
	億		百万			千			円
¥	1	0	0	0	0	0	0	0	0

【様式4】

(表)

久留米市土地開発公社 理事長 様

年 月 日

入札保証金納入通知書

公社保有地売却一般競争入札の入札を行うに当たって、入札保証金を納入しました。

納入した入札保証金については、私（納入者）が落札者となった場合、売却決定日時まで久留米市土地開発公社が保管し、売却決定後、買受代金に充ててください。

入札保証金納入者 (入札者)	住所又は所在地	
	連絡先	TEL :
	ふりがな 氏名又は名称	
	ふりがな 代表者名	
※ 入札保証金納入通知書の納入者名と入札者名は、同一の者でなければなりません。 ※ 法人の場合は、代表者名まで記載して下さい。		
入札保証金額	金	円

※日付と太枠内を全て記入してください。

※ 入札保証金納入の際に金融機関から受け取られた振込受付書等の写しを裏面に貼付して下さい。

(裏)

振込受付書等（写し）の貼付箇所

【様式5】

入札保証金返還請求書

金額

	億		百万			千			円
--	---	--	----	--	--	---	--	--	---

(金額の記載は、アラビア数字を用いその頭部に「¥」を記入してください。)

件名

公社保有地売却一般競争入札に係る入札保証金の返還請求

金融機関名	銀行							本店 支店
預金種別	普通 ・ 当座		口座番号					
口座名義 (カナ)								

(法人の場合は法人名が記載された口座名義のもの、個人の場合は請求者名義のものに限ります。また、口座名義等の記入にあたっては、必ず預金通帳を確認のうえ、記載のとおり正確に記入してください。)

上記の金額を請求します。

令和 年 月 日

住所

氏名

(あて先) 久留米市土地開発公社 理事長

請求印

誓 約 書

令和 年 月 日

久留米市土地開発公社 理事長 殿

住 所
氏名又は名称
及び代表者名 印

私は、久留米市土地開発公社が久留米市暴力団排除条例に基づき、公共工事その他の公社の事務又は事業により暴力団を利用することとならないように、暴力団員はもとより、暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を入札、契約から排除していることを認識したうえで、下記事項について、誓約いたします。

なお、これらの事項に反する場合、契約の解除等、貴公社が行う一切の措置について異議の申し立てを行いません。

記

- 1 次の各号のいずれにも該当しません。
 - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。（以下「暴対法」という。）第2条第2号の暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（暴対法第2条第6号の暴力団員及び暴力団の構成員とみなされる者をいう。以下同じ。）であるとき。
 - (2) 役員等(役員として登記又は届出がされていないが、事実上経営に参画しているものを含む。以下同じ。)が暴力団員等となっているとき。
 - (3) 暴力団員等であることを知りながら、暴力団員等を雇用し、又は使用しているとき。
 - (4) 暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結したとき。
 - (5) 暴力団員等である事実を知らずに、暴力団員等を雇用している場合又は暴力団若しくは暴力団員等である事実を知らずに、その者と下請契約もしくは資材、原材料の購入契約を締結した場合であって、当該事実の判明後すみやかに、解雇に係る手続きや契約の解除など適正な是正措置を行わないとき。
 - (6) 自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
 - (7) 暴力団又は暴力団員等に経済上の利益又は便宜を供与したとき。
 - (8) 役員等又は使用人が、個人の私生活上において、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的若しくは第三者に損害を与える目的をもって、暴力団若しくは暴力団員等を利用したとき、又は暴力団若しくは暴力団員等に経済上の利益若しくは便宜を供与したとき。
 - (9) 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と密接な交際を有し、又は社会的に非難される関係を有しているとき。
- 2 前項各号に該当する事由の有無の確認のため、役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出します。

第1項第9号の解釈について

「密接な交際」とは、例えば友人又は知人として、会食、遊技、旅行、スポーツ等を共にするなどの交遊をしていることである。

「社会的に非難される関係」とは、例えば暴力団員等を自らが主催するパーティその他の会合に招待するような関係又は暴力団員等が主催するパーティその他の会合に出席するような関係である。